

# 平成 26 年度第 2 回岡崎市景観審議会議事録

1 会議の日時 平成 26 年 7 月 23 日（水） 午後 2 時 00 分

2 会議の場所 岡崎市役所分館 3 階 大会議室

## 3 会議の議題

- (1) 会長の互選
- (2) 会長職務代理者の指名
- (3) 議事録署名委員の指名
- (4) 報告第 5 号 「乙川リバーフロント地区整備基本方針」
- (5) 報告第 6 号 「ふるさと景観資産の選定の解除について」
- (6) 報告第 7 号 「大樹寺から岡崎城への眺望景観形成重点地区の規制強化と必要な支援の措置」
- (7) 報告第 8 号 「歴史まちづくり事業について」

## 4 会議に出席した委員（13 名）

学識経験者	瀬口 哲夫
学識経験者	堀越 哲美
学識経験者	河江 喜久代
学識経験者	杉野 丞
学識経験者	丹羽 誠次郎
学識経験者	長谷川 明子
景観整備機構	天野 裕
岡崎活性化本部	岩月 美穂
公益社団法人愛知建築士会岡崎支部	佐藤 繁子
愛知県広告美術業協同組合	柴田 芳孝
公募市民	大野 敏夫
公募市民	新海 眞二

## 5 説明者

都市整備部長	岩瀬 敏三
都市整備部 次長（公園緑地課長）	足立 邦雄
都市整備部都市計画課 課長	初井 泰晴
都市整備部都市計画課 景観推進班班長	木下 政樹
都市整備部都市計画課 景観推進班主任主査	中村 敦
都市整備部拠点整備課 乙川リバーフロント班班長	香村 尚将
都市整備部公園緑地課 計画班主任主査	小林 雄一郎

## 6 会議の公開の可否に関する確認

本日の会議について、事務局から、岡崎市景観審議会運営規程及び岡崎市情報公開条例における会議の公開及び非公開に関する諸規定の説明を行うとともに、公開すべき旨提案したところ、全会一致で承認された。

## 7 会長の互選

事務局から会長の互選は指名推薦の方法による旨、及び会長は瀬口委員を推薦する旨の提案をしたところ、全会一致で承認され瀬口委員が会長に就任した。

## 8 会長職務代理者の指名

瀬口会長が岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例第55条第3項の規定により、会長の職務代理者に堀越委員を指名した。

## 9 議事録署名委員の指名

瀬口会長が議長として丹羽委員及び新海委員を議事録署名委員に指名した。

## 10 報告第5号「乙川リバーフロント地区整備基本方針」(説明)

議長が報告第5号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局(香村乙川リバーフロント班班長)から説明した。

- (1) 乙川リバーフロント地区整備基本方針
- (2) 重点施策の基本方針
- (3) エリア・テーマ毎の基本方針
- (4) 推進体制
- (5) 実施期間
- (6) 費用
- (7) その他

## 11 報告第5号「乙川リバーフロント地区整備基本方針」(質疑)

次の趣旨の質疑がなされた。

新海委員：

河川空間内に休憩施設が出てこないが、作るのか。

事務局：(乙川リバーフロント班班長)

河川空間内は法律の関係上ベンチ等を置くことが難しいが、少しでも休憩施設ができるよう護岸をベンチ風にするなど検討していきたい。

新海委員：

京都の鴨川では石を用いた河川空間の整備を行っている。岡崎市においても特産の御影石を用いた河川空間の整備を行うと良いのではないかと。

事務局：(乙川リバーフロント班班長)

乙川は一級河川のため、大水が発生すると流木やゴミで石が流れてしまう可能性がある。こうした点に注意しつつ、石の設置について計画していきたい。

新海委員：

吹矢橋の右岸のたもと、橋と河川敷の間の高台は、公園等を設けると良いスペースかと思うが、なぜ区域から外されているのか。

事務局：(乙川リバーフロント班班長)

お配りした乙川リバーフロント地区整備基本方針概要図では外れているが、直接河川敷に下りることのできる道の整備やランニングコース等を考えている。

新海委員：

明代橋の下に布団のようなものが放置されている。これの撤去は愛知県に言うべきか。

事務局：(乙川リバーフロント班班長)

河川管理者は愛知県だが、公園の範囲内でもあるので、担当各課と協議して速やかに対処したい。

大野委員：

より詳細なスケジュールが知りたい。また、推進体制について、専門チームを市役所内に設けるとの事だが、担当者は専任で従事するのか、それとも他の職務との兼任か。どのような立場となるのかを知りたい。

事務局：(乙川リバーフロント班班長)

5カ年で、国の社会資本整備総合交付金により整備を進める予定。予算や市の財政状況に照らして事業を進めるので、より詳細なスケジュールはもう少しお待ちいただきたい。

専門チームには各課から課長が参加し、体制としては兼任となっている。乙川リバーフロント班については、乙川リバーフロント地区整備のために設置された組織で専任。各課の専門的な意見を収集しつつ、全体のとりまとめを行っている。

柴田委員：

岡崎城周辺地区や康生地区等を、景観形成重点地区に指定するとあるが、現在どのような動きがあるのか。

事務局：(木下景観推進班班長)

利害関係者も多く難しい部分があるが、リバーフロント構想の中で地区整備を行うので、景観形成のルールといった規制について、審議会の皆様のご意見を頂きながら策定していきたいと思っている。また、民間の設置する看板についても検討していきたい。

柴田委員：

岡崎城周辺地区や康生地区等を景観形成重点地区とする際に、大樹寺から岡崎城への眺望景観形成重点地区も関係してくるのか。それともあくまで岡崎城周辺地区や康生地区に限った話となるのか。

事務局：(景観推進班班長)

岡崎城周辺地区や康生地区に限る。

瀬口会長：

景観形成重点地区に指定すれば、乙川沿いの建物の高さ制限を、ホテルなどの高い建物が建つ前に設けることができているのではないかと思います。

柴田委員：

岡崎市には宿泊施設が少ないように感じる。是非良い施設ができてほしい。

杉野委員：

岡崎城や周辺地域の歴史的背景を鑑みつつ、新しい事業について考えていたのだが、岡崎市は都市計画マスタープランの中で「快適な暮らしと自然・歴史資源が調和した風格ある都市」を都市づくりの基本理念としている。この理念に沿った形で今回の事業は進められているのか知りたい。

また、乙川リバーフロント地区整備基本方針策定のための提言書にある「景観」「歴史と文化」「水辺空間」「歩行」「観光」のキーワードがどのようにリンクするのか知りたい。

事業優先で進んでいくと、基本理念が置き去りになってしまう懸念がある。マスタープランの骨子を前提として事業を進めてほしい。また、風格ある都市の実現のためにも、現在の河川敷が形成された歴史的背景も十分調査したうえで事業が進められることを期待する。

事務局：(乙川リバーフロント班班長)

歴史という部分については、報告第8号「歴史まちづくり事業について」にもリンクする内容であるため、この内容と共に聞いていただければと思う。

天野委員：

去年から乙川リバーフロント部会に所属しており、意見を言わせていただいている。その視点から一点、発言したい。

当初計画されていた殿橋への設置が難しくなったことから、中央緑道での設置が検討されている四天王像だが、これは石の都岡崎の石工さん達の技を見ていただこうと、石の橋である殿橋に設置が検討されたものだった。

この像を殿橋から中央緑道へと移動させる事が、どのような意味を持つのかを考えなければ、事業ありきという形になってしまうのではないかと。

歴史的な文脈や場所に応じた最適な配置を検討することが、風格ある都市に繋がるのではと考える。

堀越委員：

東岡崎駅から乙川へのアクセスと、現在行われている東岡崎駅周辺の地区整備の位置付けが知りたい。また、康生通りなどの繁華街や交通の拠点から、乙川リバーフロント地区へどのようにアプローチできるかは重要な点となる。具体的な方向性があれば知りたい。

照明計画の具体例で写真が添付されているが、最近は少し抑えた照明が主流。桃介橋など橋自身が良い位置付けとなるような照明がなされているので、参考にしてほしい。

長谷川委員：

緑について、芝ではなく在来種子を取り入れるなど、生物の保全を考慮した空間としてほしい。花であればカワラナデシコ、また、オナモミなども愛知県では絶滅危惧Ⅰ類に指定されている。そうしたものがあれば、子供たちがそれらを採るために遊びに来ることができる。また、茨木市の河川ではバタフライガーデンという、蝶が飛んでくるような野草を植えている事例もある。

中央緑道についても、分断されている緑と緑を繋ぐ、緑のネットワークの基盤としての役割を果たす橋ができれば良いと感じる。

歩行者が木陰の中を歩くことができるように、駅から岡崎城までを緑のネットワークで繋いでほしい。

岩月委員：

長谷川委員と同じく、橋に緑があるといいと思う。

また、カヌーや貸しボート、遊覧船のデザインなどを考えて行くうえで、岡崎市の大切な場所としての、素材感や秩序のあるデザインを構成することが大切であると思う。

個々のデザインを決定する上で、自然素材や日本的な素材感を大切にしたい歴史性と、21世紀の都市としての現在性を兼ね備えた都市デザインとするなど、全体的な方針があると良いと考える。

瀬口会長：

景観形成重点地区に指定し、その中にデザインコードを入れると良いのでは。

また、景観形成重点地区に指定されなくても、デザインコードを持つのは大切なこと。歴史的な文脈を深掘りし、現代性も付加する事は大きな課題であると思う。人道橋はコンペにすれば良いのではないか。その他はデザインコードで整えるなど、メリハリを付けた整備をすれば、他の所には無いものが出来上がると思う。

本日は議題が四つあるので、この報告第5号については報告第8号でその内容も含めて話を伺う事とし、次の議題に進ませていただきたい。

## 12 報告第6号「ふるさと景観資産の選定の解除について」(説明)

議長が報告第6号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局(小林計画班主任主査)から説明した。

(1) ふるさと景観資産の選定の解除について

## 13 報告第6号「ふるさと景観資産の選定の解除について」(質疑)

次の趣旨の質疑がなされた。

大野委員：

基本的に市長が選定を解除する形となるのか。手続きの内容を知りたい。

事務局：(計画班主任主査)

ふるさと景観資産が枯死により無くなったという事で、決裁をとり、市長名で通知を出させていただく。

#### 14 報告第7号「大樹寺から岡崎城への眺望景観形成重点地区の規制強化と必要な支援の措置」(説明)

議長が報告第7号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局(中村景観推進班主任主査)から説明した。

- (1) 大樹寺から岡崎城への眺望景観形成(ビスタライン)の概要について
- (2) 眺望景観保全の意義について
- (3) 眺望規制による効果について
- (4) 規制による負担の程度について
- (5) ビスタラインの高さの規制経緯と問題点
- (6) 高さ制限規制手法の検討
- (7) 自主条例(罰則規定あり)の概要
- (8) 規制強化(眺望計画の策定)について
- (9) 岡崎市景観計画の変更について
- (10) 新たな規制・誘導手法
- (11) 実施スケジュール予定

#### 15 報告第7号「大樹寺から岡崎城への眺望景観形成重点地区の規制強化と必要な支援の措置」(質疑)

次の趣旨の質疑がなされた。

杉野委員：

大樹寺から岡崎城へというキーワードで眺望景観が定められることは、個人的には大変望ましいと思う。だが一般市民の理解を得ることができるか、という点には不安を覚える。眺望は広い範囲を指す用語だが、今回は一点と一点を結ぶものなので、この案について特に異論はない。

その上で、2、3疑問がある。この眺望景観は大樹寺から岡崎城を結んだものだが、岡崎城は現在鉄筋コンクリート製。国宝であれば分かりやすいが、なぜ対象物としたのかと市民から質問があった場合、行政は十分に説明できるのか。

また、大樹寺三門は私有地だが、市民一般が立ち入り可能な状況の維持を、行政はどのように担保するのか。

最後に、近景保全区域、中景保全区域、遠景保全区域という用語を用いているが、これは一般的に使用されている用語か。また、岡崎市は今後、眺望景観というキーワードで景観形

成重点地区の指定等行っていく場合に、この枠組みを行政的に用語として使用するのか。

事務局：(景観推進班主任主査)

岡崎城は景観重要建造物に指定されているため、対象物としてのご説明している。

眺望点については、鉾を打ち、そこから 1.5m を視点としている。場所は道路沿いのため問題ないと思われる。

近景保全区域、中景保全区域、遠景保全区域については、条例に定義された用語であるため、今後も条例に基づいた用語を使用する。

柴田委員：

色彩デザインの規制誘導について、現在景観形成重点地区内では規制がかかっているが、今後更に厳しくしていくのか。その際、色彩デザインは主観的な面が大きいものだが、どのように決定するのか、審議会に諮られるのかを知りたい。

事務局：(景観推進班主任主査)

審議会に諮り意見を頂きたいと思う。

瀬口会長：

現在の景観形成重点地区指定では、違反をした場合、勧告止まりで変更命令ができないので、少し強化をしようとしている。そして、強化をする一方で、税制上の支援措置を行い、規制と支援の両面から歴史的な眺望景観を大切にしていきたいという事であると思う。

来年の9月に眺望計画の策定となっている。

大野委員：

基本的には大賛成だが、市民に受け入れられるかはまた別の話であると思う。

変更命令における罰則規定について、一番厳しいもので1年以下の懲役又は50万円以下の罰金となっているが、罰金を納めればやり得になってしまうようなことにならないか。強引に撤去まで持っていけるのか。

瀬口会長：

抑止力を持たせることはできる。罰則を使うか使わないかは、次のステップとなる。

事務局：(景観推進班主任主査)

次の審議会にて、諮問、現地見学を予定している。

瀬口会長：

こうした眺望保全は、松本市、各務原市などが行っているが、勧告止まりとなっている。歴史的なものなので是非ご議論いただきたいと思う。

## 16 報告第8号「歴史まちづくり事業について」(説明)

議長が報告第8号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局(景

観推進班主任主査) から説明した。

- (1) 歴史まちづくり法とは
- (2) 計画策定の背景と目的
- (3) 歴史的風致の維持及び向上に関する課題
- (4) 計画の策定体制
- (5) 計画策定スケジュール
- (6) 岡崎市歴史的風致維持向上協議会
- (7) 計画期間

## 17 報告第8号「歴史まちづくり事業について」(質疑)

次の趣旨の質疑がなされた。

新海委員：

乙川リバーフロント地区整備基本方針において新しい人道橋を設置するとあったが、歴史まちづくり事業も関係するとなると木橋で計画しているのか。

また、現在名古屋城を木造天守に復元する動きがある。文化庁は今後、木造天守は文化財と認めるが、コンクリートのものは文化財と認めないという方針を出すとの話もある。

岡崎城は改修予定のある名古屋城と同じく、昭和34年に建てられたものであるため、耐用年数が来ているのではと思うが、木造天守への改修は検討しているのか。もしそうした形での復元をするのなら、歴史まちづくり事業の中で併せて計画した方が良いのでは。

事務局：(景観推進班班長)

歴史まちづくり法は、既存のものを維持・向上することを目的としている。新設される人道橋については現在議論されている所だが、必ずしも歴史まちづくり法の枠組みの中で、木橋とせねばならないとはならないと考える。

岡崎城の木造化は、先だって城の研究の第一人者である三浦教授より、既存のものを使い続け、数十年後、耐用年数を迎える際に、木造とするか、RCとするかを検討されるべきではないかとのアドバイスを頂いている。

瀬口会長：

大阪城は戦前の鉄筋コンクリート造なので耐用年数が来ていることになるが、最近国の登録有形文化財に指定された。

大野委員：

資料「歴史まちづくり事業(岡崎市歴史的風致維持向上計画策定)の推進に向けて」の1ページ目のイラストの、三つの輪の中に書かれた「都市の風格と魅力の向上」「伝統文化 伝統産業の継承」「観光産業の振興 地域活性化」について。輪が離れているとそれぞれの活動が単独で進むように見えるので、輪をクロスさせ、リンクした活動に見えるよう図示した方が良いと思う。

丹羽委員：



乙川リバーフロント地区整備基本方針について。

去年学生たちに、殿橋、明代橋を中心に東岡崎から康生までを何度か歩かせたのだが、その際出た意見や、学生たちの回遊の軌跡を見て次のように考えた。

まず学生たちにとってあまり川沿い、リバーフロントが魅力ある場所では無かったという点。それについては、今後の整備でもっと魅力ある場所となっていくと思う。

次に、東岡崎から康生までを回遊するエリアとすると、エリアが大きすぎるのではないかという点。点から点への移動において、その間を楽しみながら歩くためには、もう少し何かの仕掛けがいるのではないかと思う。

最後に、東岡崎側の整備がされていないので、東岡崎から乙川までに何か人が行きたくなるような仕掛けが必要であると思う。

堀越委員：

歴史まちづくり事業について、ポイント的に分散している部分がある。それをどのようにまとめるかが、周辺地域の形成が上手く行くかにも影響してくる。歩く道やまとまり感、連続性を持つような仕掛けを付けると良いのではないか。せっかくの文化財も、ポイントが遠いと回る事が大変。そうした点を加味しつつ事業を進めてほしい。

天野委員：

乙川リバーフロント地区整備基本方針と、歴史まちづくり事業の連携については今後考えて行くことと思う。

現在、色々なデザイン・形で作られてきた案内板や建物が集積し、不調和を生み出している。歴史まちづくり法が不調和を一掃し、統一感を出すものであったとしても、将来違う法律、計画になれば、違うアプローチでものが作られ、また不調和を生み出してしまう恐れがある。

シティプロモーション的視点で市民が主役となり、市民が必要なものをどれだけ増やしていけるかが大事なことであると思う。他の計画との統一感を持ってほしい。

また、作られるものについては滞在の具体的イメージを描き、歩ける距離や季節にも配慮した、連続性のあるものを作って欲しい。

新海委員：

リバーフロント地区内の、道路から川へ降りる階段について、蹴上げが30 cm程度ある。現在建築基準法では15 cmと定められているかと思うのだが、改修したり、新しい階段を設ける予定はあるか。

新たに設ける人道橋については、岡崎市は城下町だが古いものが残っていないので、木橋のような城下町のイメージを出したものを設けた方が良いのでは。川船を浮かべるなどの仕掛けを用いて、城下町のイメージをいかに出すかが重要であると思う。

岩月委員：

乙川リバーフロント地区整備基本方針について。新しい人道橋をどういった素材とするかは重要な問題。技術的・構造的な点から足はコンクリートにせねばならない、等の制限があっても、上部は木や自然素材を用いる、木橋を復元するなど、その素材感とデザインを考え

て行かねばならないと思う。

また、東岡崎駅から乙川沿いの道は歩いて回遊する上で、距離が長く、お店も少ない。人が留まれる場所や工夫をして欲しい。歩くだけではなく、人力車やペロタクシーなどの導入も考慮する必要がある。

柴田委員：

乙川リバーフロント地区が、多様な世代の市民にとって良い場所だな、と思えるような地区になると良い。また、観光にも注力し、市内外の方に、来るだけではなくお金を落としてもらうシステムを作りたい。

瀬口会長：

今まで文化財は周辺地域の環境はあまり関係がなく、それぞれを大切に作るスタンスで、反面都市計画や国土交通省のまちづくりは新しいものをどんどん作るという形であり、双方の方針には齟齬があった。

今回の歴史まちづくり法は、そうした状況を脱したい都市について、今ある歴史的なものを基本とした、人の営みや空間を大切に作るまちづくりを推奨する内容となっている。

この歴史まちづくり法に参加する都市には、歴史的町並みが無く、国の重要建造物はある、というような所も多い。岡崎も戦災で中心市街地には歴史的なものが少ないが、岡崎城抜きにして歴史まちづくり事業は進められない他、乙川リバーフロント地区整備とも深く関係してくるものと思われる。

高山市では、重要伝統的建造物群保存地区の魅力増進のために、土地を買収しての資料館の空間拡大が行われている。歴史まちづくり事業は、こうしたまちづくりを行うチャンスでもある。

新しく作ることも重要だが、歴史的なものをセットしながら行うという事を大切にすると、見えなくなっている歴史的空間や、人の営みが見えるようになり、岡崎をシェイプアップして観光にもつながるのではないか。現在乙川リバーフロント地区整備が先行している点が不安だが、歴史まちづくり事業を意識しつつ、着実に進めてほしいと思う。

また、岡崎城を木造天守へ改修する点については、歴史まちづくり事業に今の段階で盛り込んでおけば、将来耐用年数が来た際に後世の人がやってくれるのでは。新しいものも歴史的なものになるように作ってもらうことが重要であると思う。

柴田委員：

審議会委員の意思の統一のために、高山等に視察に行けると良いかと思う。

## 18 その他

河江委員：

乙川リバーフロント地区整備基本方針について、文中にカタカナなどが多く分かりにくい。もう少し分かりやすい表現としてほしい。

その後、事務局から中部景観シンポジウムについて、また、次回の景観審議会は10月の開

催を予定している旨をお伝えした。

議長が全ての議事日程の終了を告げ、第2回景観審議会を閉会した。

平成 年 月 日

景観審議会会長

---

議事録署名者

---

議事録署名者

---